

資料 6

国際医療福祉大学医学部の開設等に関する協定書

千葉県（以下「甲」という。）と学校法人国際医療福祉大学（以下「乙」という。）は、乙が千葉県成田市内において、国際医療福祉大学医学部（以下「医学部」という。）を開設し、運営することに関し、次のとおり協定を締結する。

（地域医療に対する影響への配慮）

第1条 乙は、医師や看護師等の確保について、地域医療に支障をきたさないよう、採用の具体的な計画を策定し、取り組むものとする。

（地域医療への貢献等）

第2条 甲及び乙は、地域医療に貢献する医師を育成し、千葉県内の医師の地域偏在や診療科偏在が解消するよう、次の取組を行うものとする。

- (1) 乙は、医学部において地域医療に関する教育を行う。
- (2) 乙は、(仮称)国際医療福祉大学成田病院の開設等にあたり、感染症、新生児医療、救急医療、災害医療等に対応するほか、地域の医療機関と連携し、地域医療の充実努める。
- (3) 乙は、今後の専門医制度を踏まえて、千葉県内の医療機関を含めた専門医研修プログラムの策定に向けて取り組む。甲は、千葉県立病院における研修医指導体制の充実に努める。
- (4) 乙は、医師確保などの甲をはじめとした行政の施策に協力するとともに、千葉県内の医師不足地域の公立病院等への医師の出向等の協力をを行う。甲は、千葉県内の公立病院等が、患者や職員にとって療養環境や職場環境が魅力ある施設になるよう努める。
- (5) 甲及び乙は、前号に規定した医師の出向等の状況に応じ、協議を行う。

（医学部生への対応）

第3条 甲及び乙は、次の取組を行うものとする。

- (1) 乙は、医学部において国内外の医療需要に対応した総合的な診療能力を身につけた医師を育成する。
- (2) 乙は、医学部生に対し就業先の紹介を行うなど様々な取組を通じ、医学部卒業生（以下「卒業生」という。）の千葉県内の医療機関への就業が十分に進むよう取り組む。甲は、その取組に協力する。

(3) 甲は、卒業生の千葉県内の医療機関への就業を促進するための方策について検討を行う。

(4) 甲及び乙は、卒業生の千葉県内の医療機関への就業の状況に応じ、協議を行う。

（その他）

第4条 甲及び乙は、第1条から第3条までに規定した取組を円滑に実施するため、随時意見交換を行いながら、地域医療の課題に適切に対応し、地域医療の一層の充実に取り組むものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じて、意見交換を成田市とともに行うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月27日

甲 千葉県千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 鈴木 栄 治



乙 栃木県大田原市北金丸字上ノ原2600番1
学校法人 国際医療福祉大学
理事長 高木 邦 格

